

西宮市障害者スポーツ推進連絡会議設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害のある人が身近なところで障害の程度等に応じたスポーツ活動に参加できる機会を増やすこと及び障害者スポーツに関する理解促進並びに支援の輪を広げていくことを目的として、障害者スポーツ推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 連絡会議は、次に掲げる機関の関係者で構成する。

- (1) 健康福祉局 障害福祉課、生活支援課、健康増進課
- (2) 産業文化局 スポーツ推進課
- (3) 教育委員会 特別支援教育課
- (4) 社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
- (5) 西宮市スポーツ推進委員協議会
- (6) その他市長が適当と認めたもの

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者スポーツ活動の拡充
- (2) 障害者スポーツの啓発

(庶務)

第4条 連絡会議の庶務は、健康福祉局福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、第2条に規定する関係者で協議して定める。

付則

この要綱は平成22年2月23日から施行する。

付則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。